

農業経営基盤強化準備金制度を活用される農業者の皆様へ

# 農業経営基盤強化準備金制度の 改正内容等のお知らせ

(注) 令和5年度税制改正の成立を前提としており、今後内容が変更される場合があります。

## 1. 適用期限の延長（令和5年度税制改正）

令和5年度税制改正において、**農業経営基盤強化準備金の適用期限が令和7年3月31日まで延長**されます。

- ・個人の場合は、令和7年3月31日の属する年までに
  - ・法人の場合は、令和7年3月31日までに
- 交付を受けた対象交付金を準備金として積立てることができます。

## 2. 対象者要件の変更（令和4年度税制改正）

令和5年4月1日以降の対象者要件は、**青色申告を行う認定農業者（個人・農地所有適格法人）**又は**認定新規就農者（個人）**であって、以下のいずれかに該当する方になります。

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する**地域計画において農業を担う者として位置づけられていること**
- 地域計画が策定されていない場合は、**人・農地プランにおいて中心経営体として位置づけられていること**

<地域計画とは>

従来の人・農地プランを更に充実し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を目標地図により明確化する計画です。

**市町村による地域計画の策定に向けた取組は、令和5年4月から令和7年3月までの2年間で集中的に展開されます。**

**地域における話し合いへの積極的な参加をお願いします!!**

### 3. 対象資産の範囲の変更（令和5年度税制改正）

令和5年度税制改正において、**農業用機械・施設等のうち取得価額が30万円未満のものは対象資産から除外**されます。

※ この取り扱いは、**令和5年4月1日以後に取得するものから適用**されることとなります。

< 準備金制度の対象資産 >

- **農用地**（取得価額の下限なし（従来どおり））
- **農業用の機械・施設等**（**取得価額が30万円以上のものに限る**）

※ 取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、別途措置されている「**少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例**」を活用し、**少額減価償却資産の合計額年300万円までは損金算入が可能**です。

### 4. 対象交付金（令和4年度補正、令和5年度当初）

次の交付金が本準備金制度の対象となります。

#### ● 経営所得安定対策の交付金

- ・ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
- ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

#### ● 水田活用直接支払交付金

- ・ 水田活用の直接支払交付金
- ・ 畑地化促進事業（R4補正）
- ・ 畑作物産地形成促進事業（R4補正）
- ・ コメ新市場開拓等促進事業

※ 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成及び畑地化促進事業における「産地づくり体制構築等支援」は対象になりません。

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、確定申告書に農林水産大臣の証明書の添付が必要となります。証明書の申請手続きについては、お気軽に地方農政局・県拠点等にお問い合わせください。

**証明書の申請は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるオンラインでも受け付けています。積極的な活用をお願いします!!**

（お問合せ先）

〇〇農政局〇〇県拠点  
電話 000-000-0000

農業経営基盤強化準備金制度については、こちらから

農業経営基盤強化準備金

検索



このパンフレットに関するお問合せ先：農林水産省経営局経営政策課（電話 03-6744-0576）